参考資料２

Ｔeam がん対策ひろしま登録企業における肝炎対策に係る調査結果

調 査 概 要

◆ 調査目的

第２次広島県肝炎対策計画において,「肝炎ウイルス検査実施体制整備済みの職域を 50%以上とする。」という目標を設定しているが，平成 25 年度に実施した「職域における肝炎対策実施状況調査」においては，肝炎ウイルス検査の実施率は 29.5%であった。

「Team がん対策ひろしま」登録企業を対象に肝炎ウイルス検査体制の整備状況を調査することにより職域での肝炎ウイルス検査実施率の向上のための施策の検討し，目標達成を図る。

◆ 調査対象

Team がん対策ひろしま登録企業　　25 社

◆ 調査期間

平成 27 年 12 月～平成 28 年 1 月

◆ 調査方法

郵送によるアンケート調査

◆ 回収状況（平成 28 年 1 月 20 日現在）

アンケート配布数： 25 社

アンケート回収数： 21 社

回　　収　　率： 80.4%

１　調査結果

問１　肝炎ウイルス検査を実施していますか。（Ｎ＝21）

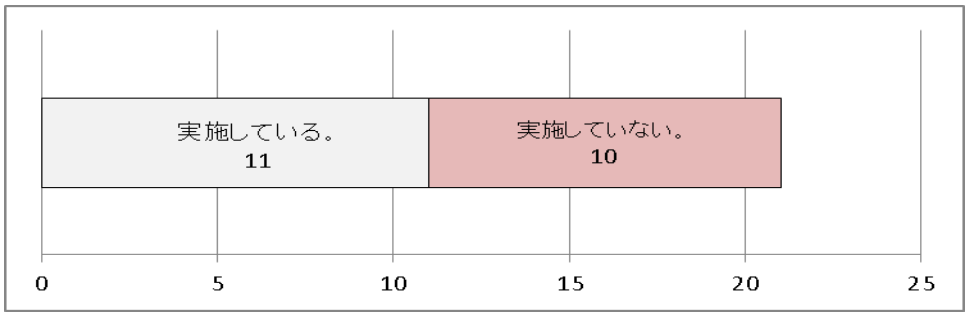

肝炎ウイルス検査を実施している事業所は，11 事業所（52.4%）であった。

※検査機会の内訳（Ｎ＝21）

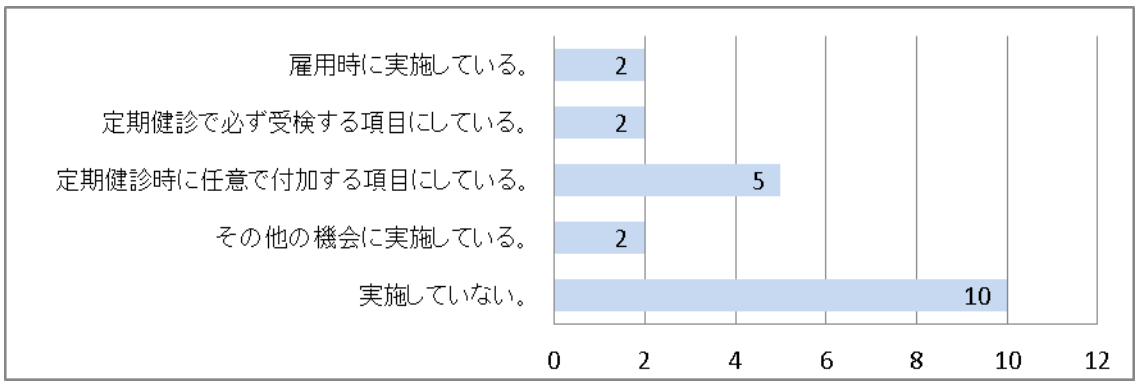

雇用時に実施している事業所が 2 事業所（9.5%），定期健診時に実施している事業所が 7 事業所（33.3%）であった。

問１－１　肝炎ウイルス検査対象者（Ｎ＝11）

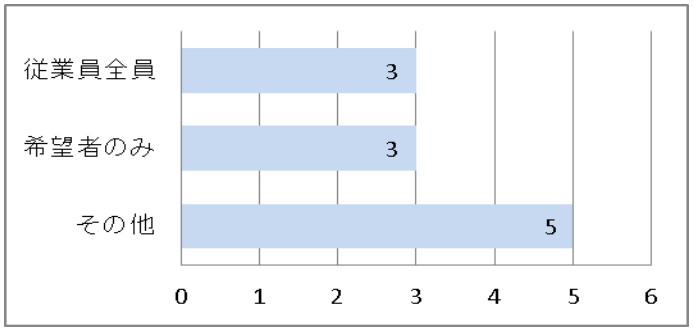

その他は，「基本的には全員対象だが，希望しない者には実施しない。」や，「40 歳のとき」，「35 歳以上対象の人間ドックの受診機関の検査項目として含まれていたとき」「35 歳以上の希望者」など，年齢によって実施する事業所があった。

問１－２　肝炎ウイルス検査の費用負担（Ｎ＝11）

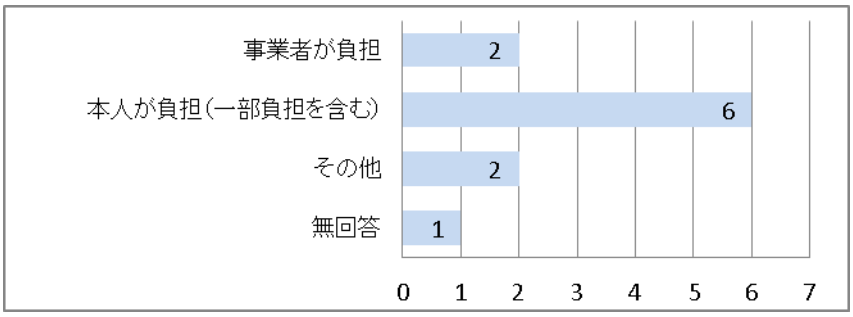

問１－３　肝炎ウイルス検査の結果通知（Ｎ＝11）

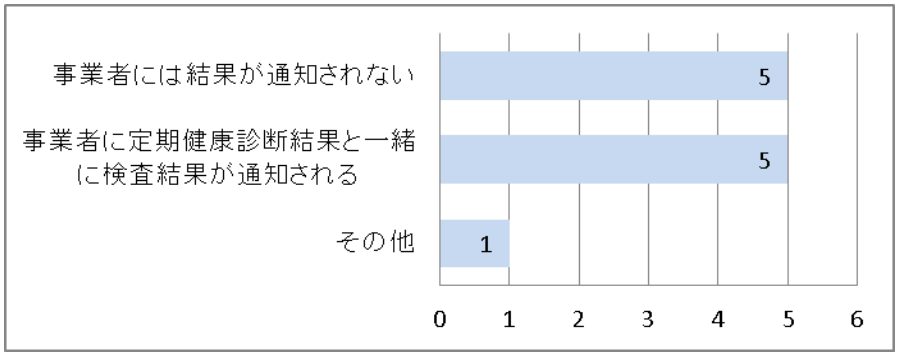

問１－４　検査後の陽性者に対するフォローアップ（Ｎ＝11）

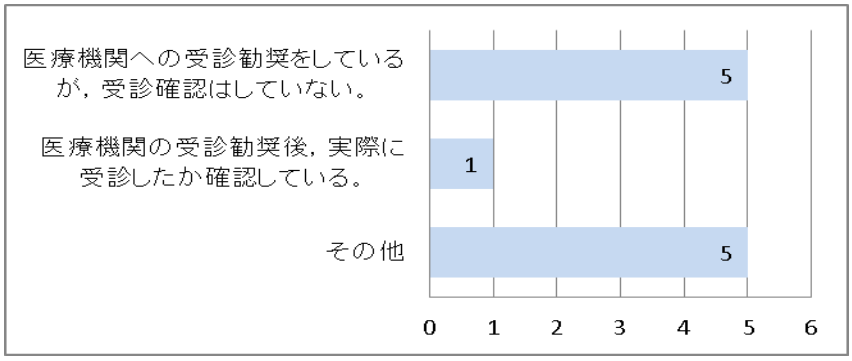

事業者又は会社所属の健診センターに結果が通知される 6 事業所のうち，5 事業所が受診勧奨を実施しており，1 事業所は「産業医の指示に従う」との回答であった。

受診確認を実施していたのは，1 事業所のみであった。

問１－５　肝炎ウイルス検査を実施していない理由（複数回答可）（Ｎ＝10）

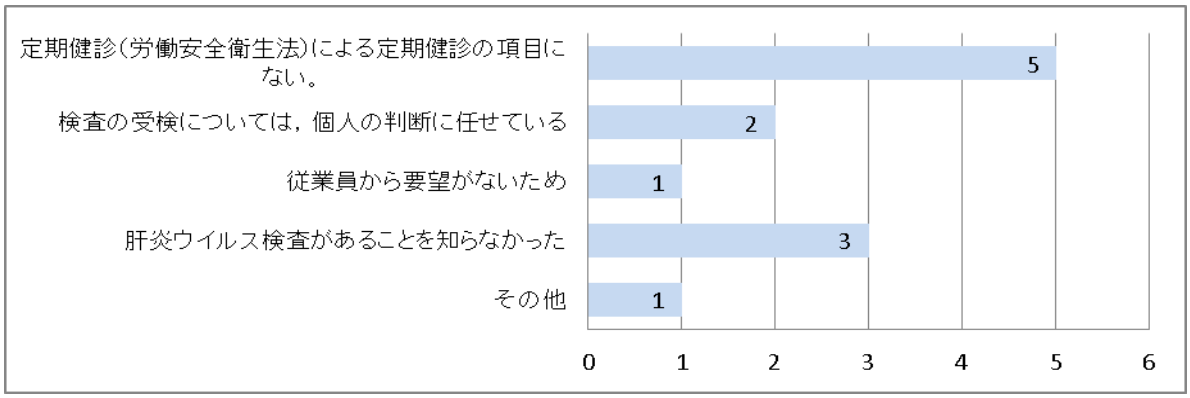

検査を実施していない理由は，「定期健診の項目にない」が 5 事業所（50.0%）と最も多く，「検査があることを知らなかった」が 3 事業所（30.0%），「検査の受検については個人の判断に任せている」が 2 事業所（20.0%）であった。

問２　加入している健康保険（Ｎ＝21）

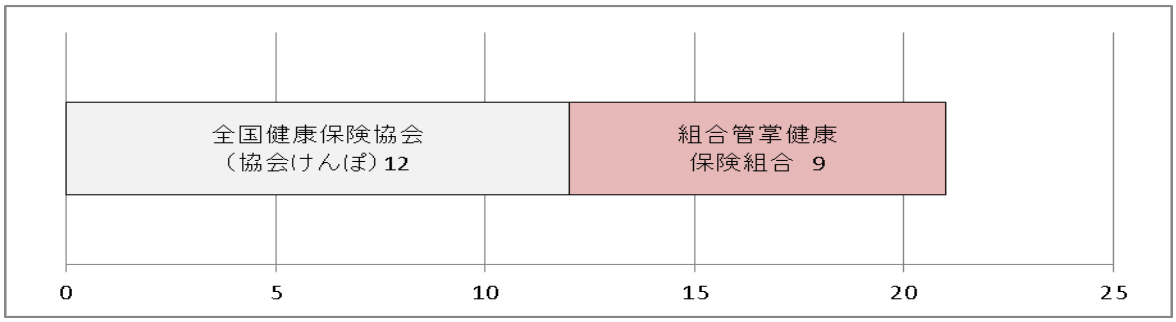

加入している健康保険は，全国健康保険協会が 12 施設（57.1%），組合管掌健康保険組合が 9 事業所（42.9%）であった。

問２－１　協会けんぽが加入者に対して実施する生活習慣病予防健診の付加健診として肝炎ウイルス検査が受けられることの認知（Ｎ＝12）

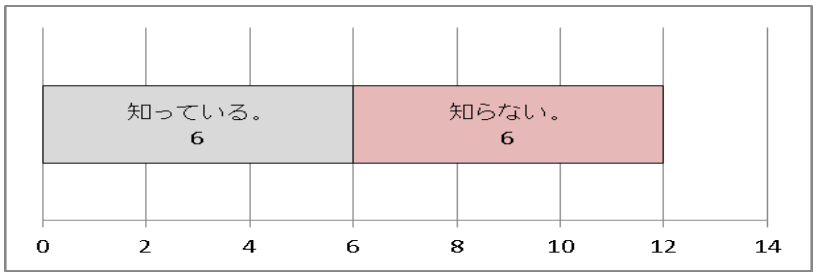

半数の事業所は，生活習慣病予防の付加健診として，肝炎ウイルス検査が受けられることを知らなかった。

問３　職域での肝炎対策に関する事業者への通知（厚生労働省）を知っていますか？（Ｎ＝21）

《参考：職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について　平成 23 年 7 月 28 日付け　厚生労働省健康局長通知》

1　労働者に対して，肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知し，検査の受診を呼びかけること。
2　労働者が検査の受診を希望する場合には，受診機会拡大の観点から特段の配慮をすること。
3　本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることがないよう，プライバシー保護に十分配慮すること。
4　肝炎治療のための入院・通院や副作用等で就労できない労働者に対して，休暇の付与等，特段の配慮をすること。
5　職場や採用選考時において，肝炎の患者・感染者が差別を受けることのないよう，正しい知識の普及啓発を図ること。

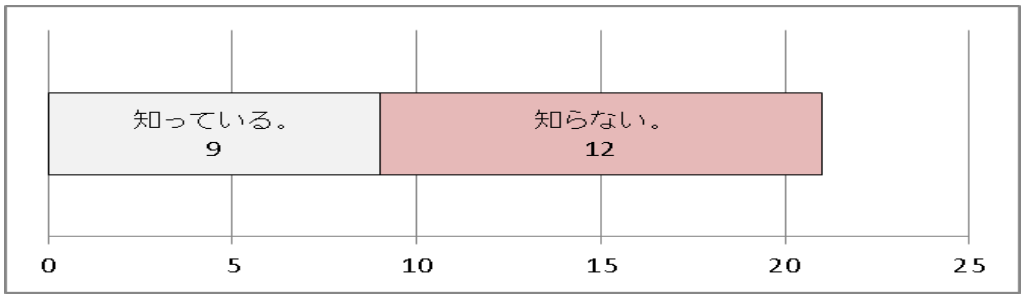

厚生労働省の通知を認知している事業所は 9 事業所（42.9%）であった。

問４　貴事業所内でウイルス性肝炎対策についての啓発活動を実施していますか？（Ｎ＝21）

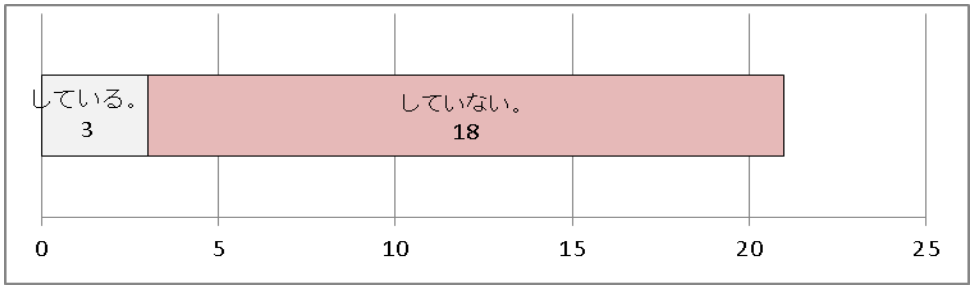

啓発活動を実施している事業所は 3 事業所（14.3%）であった。

問４－１　啓発方法（Ｎ＝3）

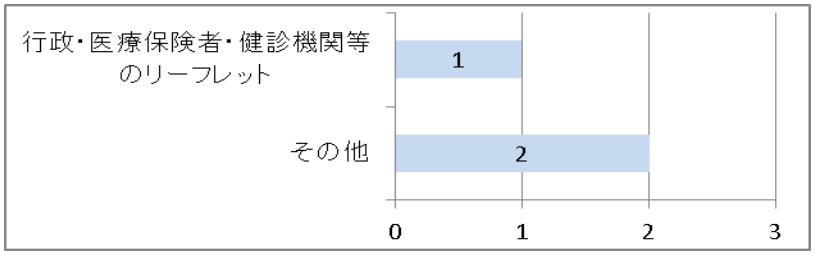

その他は，健康保険組合の広報などが挙げられていた。

問４-２　啓発内容（Ｎ＝3）

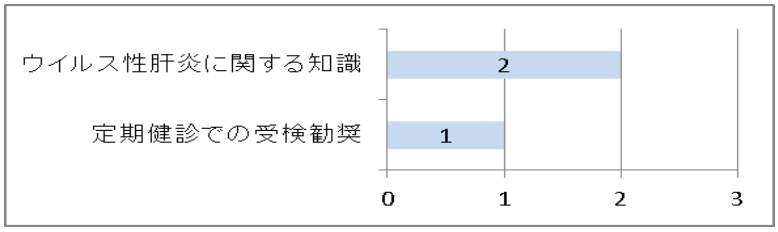

「ウイルス肝炎に関する知識」を啓発している事業所が 2 事業所であった。

問５　治療が必要な従業員への就業上の配慮をしていますか？（Ｎ＝21）

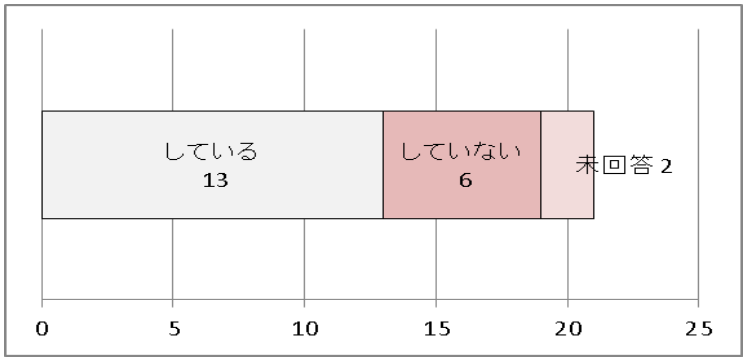

肝炎治療が必要な従業員に就業上の配慮を実施している事業所は，13 事業所（61.9%）であった。

問５－１　就業上で配慮している事項（複数回答可）（Ｎ＝13）

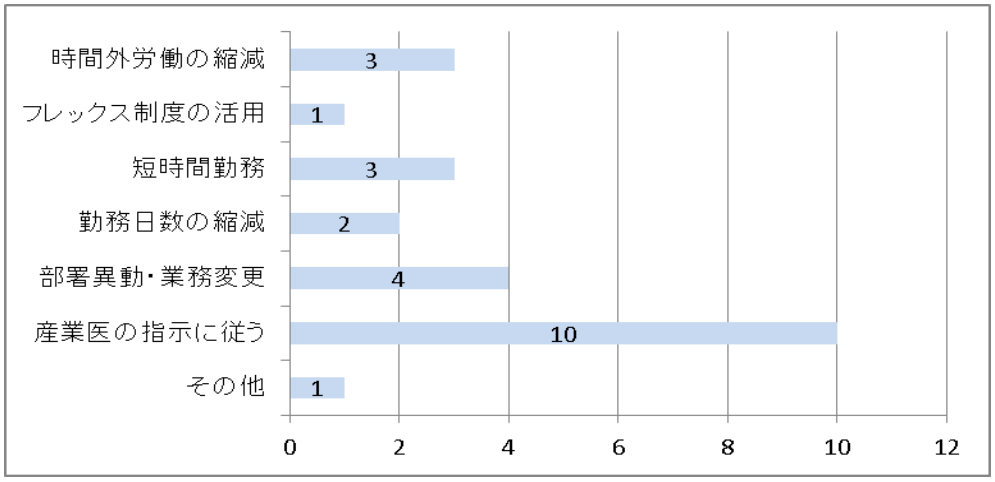

配慮している事業所のうち，配慮している事項の内容は，「産業医の指示に従う」が 10 事業所（47.6%）と最も多く，約半数を占めた。

問６　肝炎治療のための休暇制度はありますか？（Ｎ＝21）

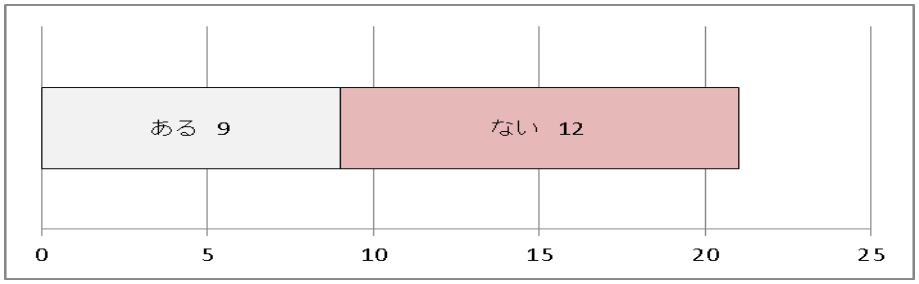

肝炎治療のための休暇制度がある事業所は，9 事業所（42.9%）であった。

問６－１　肝炎治療を受ける際の病気休暇制度（Ｎ＝9）

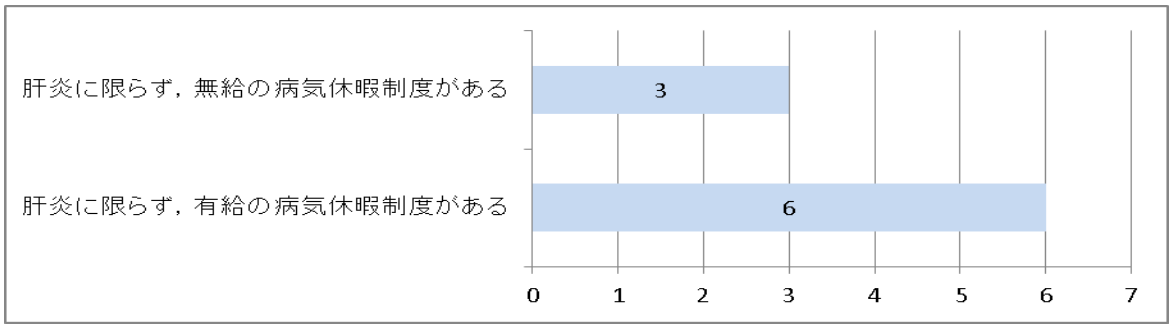

「肝炎に特別な有給の休暇制度がある」事業所はなかった。

「肝炎に限らず，無給の病気休暇制度がある」が 3 事業所（33.3%），「肝炎に限らず有給の病気休暇制度がある」が 6 事業所（66.6%）であった。

問７　事業所内に肝炎の相談窓口はありますか。（Ｎ＝21）

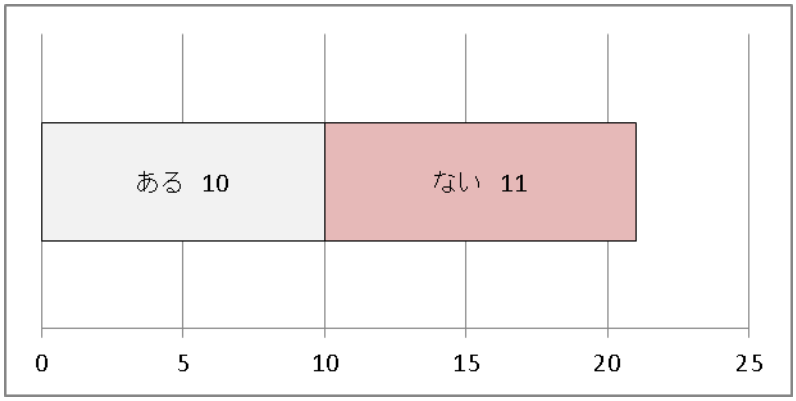

肝炎の相談窓口を設置している事業所は，10 事業所（47.6%）であった。

問７－１　相談窓口の対応者（複数回答可）（Ｎ＝10）

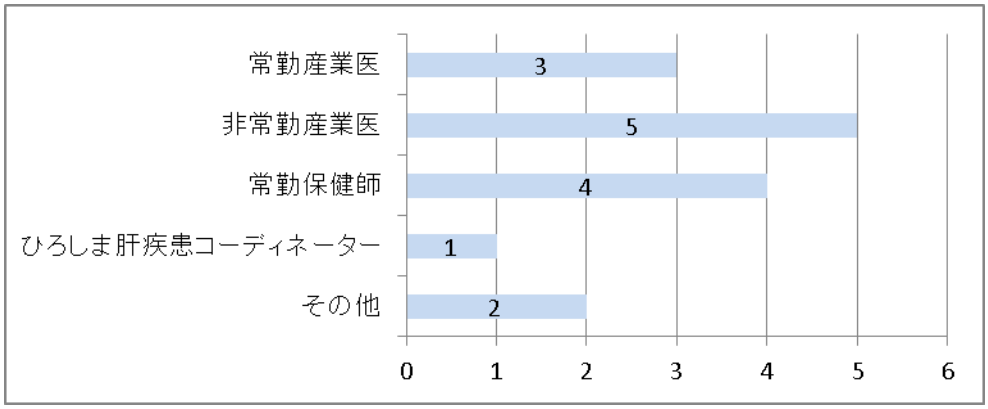

相談窓口の対応者は「非常勤産業医」又は「常勤産業医」が 8 事業所（80.0%），「常勤保健師」が 4 事業所（40.0%）であった。

問８　県では，企業の健康管理担当者及び肝疾患専門医療機関の看護師等を対象に肝炎に関する講習会を開催し，身近な立場から肝炎ウイルス検査の受検勧奨等を行う「ひろしま肝疾患コーディネーター」を養成しています。
「ひろしま肝疾患コーディネーター」の存在を知っていましたか。（Ｎ＝21）

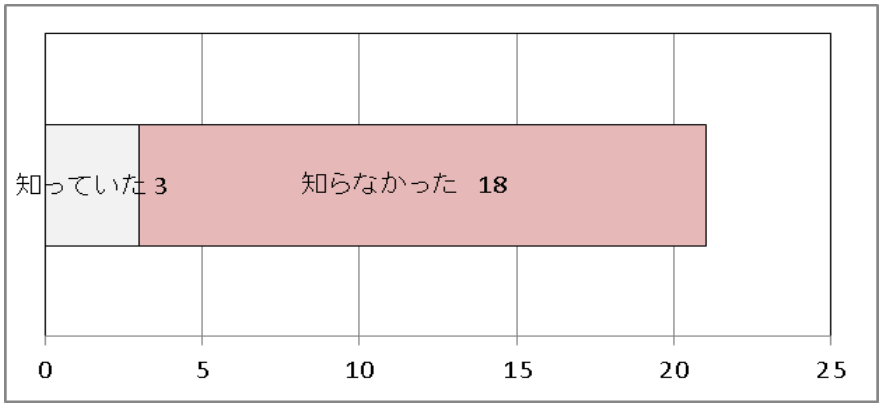

「ひろしま肝疾患コーディネーター」の存在を認知していたのは，3 事業所（14.3%）であった。

問９　職域での肝炎ウイルス検査受検促進のために必要と思われる事項について記載してください。

・職域に限らない広い範囲を対象とした広報活動が大切ではないでしょうか。
・教宣をしっかり行っていくことから始める。
・肝炎ウイルスチェックを実施しても忘れている人も多い。カルテに保存，お薬手帳等に記入欄を設けるなど，工夫が必要ではないか。
・費用の補助
・ポスター
・人間ドックの項目に取り入れる。
・定期健診の必須項目とする。
・肝炎ウイルス検査が自分には関係ないことだと考えている人が多いと思われるため，周知が必要。
・法定検査にすれば良い。そうする為の話合いは必要。対策だけ論じても仕方ない。

などがあった。

２　考察

○　肝炎ウイルス検査を実施していたのは 11 事業所（52.4%）であった。
　実施していない理由は，「定期健診（労働安全衛生法による）の項目にない」が 5 事業所と最も多かった。3 事業所は「肝炎ウイルス検査があることを知らなかった」と回答しており，肝炎ウイルス検査の受検の必要性について周知が必要である。

○　「事業者には肝炎ウイルス検査結果が通知されない」と回答したのは 5 事業所（45.5%）であり，健診機関による，検査結果通知時に専門医療機関への受診勧奨が必要であることがわかった。

○　協会けんぽ加入企業のうち，半数の事業所は協会けんぽが加入者に対して実施する生活習慣病予防健診の付加健診として肝炎ウイルス検査が受けられることを知らなかった。協会けんぽが実施する肝炎ウイルス検査について周知し，受検率の向上を図る必要がある。

○　事業所内でウイルス性肝炎対策について啓発活動を実施しているのは，3 事業所（14.3%）であり，事業所に対し，ウイルス性肝炎に対する啓発を働きかけるとともに，啓発資材の提供等，啓発活動に対する支援が必要である。

○　ひろしま肝疾患コーディネーターの存在を知っていたのは 3 事業所（14.3%）であり，調査対象企業にも「ひろしま肝疾患コーディネーター」の設置を働きかけるなど，活用を推進する必要がある。

○　受検促進のために必要な事項として，「肝炎ウイルスチェックを実施していても忘れている人も多い。」という意見があったことから，肝炎ウイルス検査受検日を記録する「肝炎ウイルス検査記録カード」の普及など，受検したことを認識させる取組を推進する必要がある。